

社会福祉法人福田会 ハラスメント防止対策指針

当法人は、職員が安心して働くことができるように、職場及び介護現場におけるハラスメント防止のために本指針を定める。

1. ハラスメントの種類

本指針におけるハラスメントとは、次のものをいう。

(1) パワーハラスメント

職場における地位や人間関係などの職場内の優位性を利用して、業務の適正な範囲を超えて人格と尊厳を侵害する言動や必要以上の要求を繰り返し続けるなど職場環境を悪化させる行為

(2) セクシャルハラスメント

職員に対し性的な嫌がらせや言動を行い、その対応を理由に職員に対し不利益な取扱いをしたり、職場環境を不快なものとする行為や言動

(3) モラルハラスメント

言葉や態度、身振りや文書などによって、働く人間の人格や尊厳を傷つける又は肉体的、精神的に傷を負わせるなど、その人間が職場を辞めざるを得ない状況に追い込むことや職場の雰囲気が悪くさせる行為や言動

(4) マタニティハラスメント／パタニティハラスメント

妊娠や出産・産前産後休業や育児休業、介護休暇等の利用に関し、不快にさせる言動、また、男性職員が育児参加を通じて自らの父性を発揮する権利や機会を侵害する言動

(5) ケアハラスメント

身内の介護をするために仕事を休んだり、早退したりする職員に対する嫌がらせ行為や言動

(6) アルコールハラスメント

アルコールの強要や飲酒上の嫌がらせを行う行為や言動

(7) テクノロジーハラスメント

コンピューターやスマホ、タブレットなどICT機器等の利用が苦手な職員に対し、丁寧に教えなかったりする行為

2. ハラスメント対策

(1) 職員は、本指針を遵守し、働きやすい職場環境を実現する。

(2) 当事業所の職員間及び利用者、利用者家族、取引業者、関係機関の職員間との間においてハラスメントが発生しないよう、以下の取り組みを行う。

① 円滑に日常業務が実施できるよう、日頃から正常な意思疎通に留意する。

② 特に役職者においては、ハラスメント防止に十分な配慮を行う。

(3) ハラスメントの相談等の取扱いについては、以下のとおりとする。

① ハラスメントの相談を行った職員が不利益を被らないよう、十分に留意する。

- ② ハラスメントを行ったと指摘された職員については、弁明の機会を十分に保証する。
- ③ ハラスメントの判断や対応は、運営会議、本部会議で検討する。

3. ハラスメントに関する相談窓口

- (1) 相談窓口を各事業拠点内に設置することとし、窓口担当者は以下のとおりとする。
 - ① 本部事務局長
 - ② 豊明苑長
 - ③ ゆたか苑長
 - ④ 各部署管理者（ユニット長・サブユニット長）
- (2) 窓口担当者は、相談者だけでなく行為者についてもプライバシーを守り対応する。
- (3) 窓口担当者は、相談や報告のあった事例について問題点や課題を整理し、運営会議、本部会議で検討し、必要な対応を行う。

4. 研修の実施

- (1) ハラスメント防止の為に基本指針を徹底するなどハラスメント研修を行う。
- (2) 入職時及び年1回、以下の事項について研修を行う。
 - ① 基本方針
 - ② 介護サービスの内容
 - ア 契約書や重要事項説明書の利用者への説明
 - イ 介護保険制度や計画の内容を超えたサービスは出来ないこと。
 - ウ 利用者に対して説明したものの、十分に理解されていない場合の対応
 - エ 金品などの心づけのお断り
 - ③ 服装や身だしなみとして注意すべきこと。
 - ④ 職員個人の情報提供に関して注意すべきこと。
 - ⑤ 利用者・家族等からの苦情、要望又は不満があった場合に、速やかに報告・相談すること。
また、できるだけその出来事を客観的に記録すること。
 - ⑥ ハラスメントを受けたと少しでも感じた場合に、速やかに報告・相談すること。
 - ⑦ その他、利用者・家族などから理不尽な要求があった場合には適切に断る必要があること。
また、その場合は速やかに報告・相談すること。

5. その他

- (1) ハラスメントは他にも多く存在するが、職員の相談によりハラスメントとして認定する場合は同様に対応する。
- (2) 利用者やその家族等からのカスタマーハラスメントについては、別に定める「介護・支援現場におけるカスタマーハラスメントへの対応方針」についても参照とする。
- (3) ハラスメントの具体的な例としては、別紙のとおり。

附 則

この指針は、令和6年10月1日より施行する。

別紙 ハラスメント例一覧 (参考)

No	種類	具体的な例
1	パワーハラスメント	<p>【職員間によるもの】</p> <p>① 身体的な攻撃（暴行・傷害）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・殴打、足蹴りを行うこと。 ・相手に物を投げつけること。 <p>② 精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人格を否定するような言動を行うこと。（相手に侮辱的な言動を行うことを含む。） ・業務の遂行に関する必要以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返し行うこと。 ・他の職員の面前における大声での威圧的な叱責を繰り返し行うこと。 ・相手の能力を否定し、罵倒するような内容の電子メール等を、当該相手を含み複数の職員宛に送信すること。 <p>③ 個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員を職場外でも継続的に監視したり、私物の写真撮影をしたりすること。 ・職員の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該職員の了解を得ずに他の労働者に暴露すること。 <p>【利用者・家族等によるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体的暴力をふるう。 ・攻撃的態度で大声を出す。 ・机や椅子などをたたいたり蹴ったりする。 ・書類を破る。 ・制度上認められていないサービスを強要する。 ・サービス提供上（契約上）受けていないサービスを要求する。 ・「他の職員はやってくれた」など他者を引き合いに出して強要する。 ・「バカ」「クズ」など言う。 ・人格を否定するような発言をする。
2	セクシャルハラスメント	<p>【職員間によるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問・発言 ・わいせつ画像の閲覧、配布、掲示 ・うわさの流布 ・不必要な身体への接触 ・性的な言動により、他の従業員の就業意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行為 ・交際・性的関係の強要 ・性的な言動への抗議又は拒否等を行った従業員に対して、解雇、不当な人事考課 配置転換等の不利益を与える行為 ・その他、相手方及び他の職員に不快感を与える性的な言動 <p>【利用者・家族等によるもの】</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・食事やデートへの執拗な誘い。 ・性的な関係を要求する。 ・会社や管理者へのクレームなどをちらつかせて誘いをかける。 ・サービス提供上不必要に個人的な接触を図る。(体に触ってくる。) ・繰り返し性的な電話をかけたたり、他者に対して吹聴する。 ・サービス提供中に胸や腰などをじっと見る。 ・性的冗談を繰り返したり、しつこく言う。 ・握手した手を離さない。 ・匂いを嗅ぐ。 ・体をぴったりくっつける。 ・アダルトビデオを流す。 ・わいせつな本を見えるように置く。
3	モラルハラスメント	<p>① 精神的に追い詰める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無視による嫌がらせ ・相手を精神的に追い詰める行為を繰り返し行う。 ・バカにする、わざと嫌味や陰口を言う。 ・馬鹿にしたような視線・見下したような視線を送る、 ・本人が嫌がるあだ名を付ける。 <p>② 集団の中に入れないようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団から切り離し、孤立させる行為 ・行事・会議・ミーティングなどに誘わないといった仲間外れ状態」を意図的に作る。 <p>③ プライベートへの過度な干渉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・恋人やパートナーのことをしつこく聞き出す。 ・終業後や休日などのプライベートの時間の行動を把握しようとする。 ・業務上必要がないにも関わらず、執拗にプライベートに干渉する行為
4	マタニティハラスメント パタニティハラスメント	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産により業務に支障がでるという趣旨の苦情を訴える行為 ・妊娠・出産に関する制度の利用を阻害する行為 ・妊娠・出産を理由として退職や配置転換等を勧奨・強要する行為 ・育児に関する制度の利用を阻害する行為 ・男性職員に対し、育児を理由として退職や配置転換等を勧奨・強要する行為
5	ケアハラスメント	<ul style="list-style-type: none"> ・身内の介護により施設運営に支障がでるという趣旨の苦情を訴える行為 ・身内の介護に関する制度の利用を阻害する行為 ・身内の介護を理由として退職や配置転換等を勧奨・強要する行為
6	アルコールハラスメント	<p>① 飲酒の強要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲酒を無理に進める。 ・飲酒しない人に対する嫌がらせ行為 <p>② 意図的な酔い潰し</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 一気飲みなど、自身のペースを守らせずに酒を飲ませる等行為 ③ 酔ったうえでの迷惑行為 ・ 酔ったうえでの、セクハラ、説教、暴言などの迷惑行為
7	テクノロジーハラスメント	<ul style="list-style-type: none"> ① できないことを責める。 <ul style="list-style-type: none"> ・ PC やデジタルツールの操作が苦手な人に対し、出来ないことを責める言葉、叱責をする、侮辱する。 ② 意図的にわからないようにする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門用語を多用し、意図的に難解な説明をする。 ③ 高度な技術を有する業務をさせる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ フォローやサポートをせずに、スキルを大きく超えた業務をさせる。